

全ト協発第 497 号(環)
令和 4 年 12 月 27 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



事業用自動車事故調査報告書の公表について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が新たに公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

今回公表された事案は、運転者の健康管理、始業点呼時における安全運行に係る運行指示や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因の一つと考えられております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

○国土交通省報道発表 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000538.html

※本件につきましては、全ト協の公式HPにもリンク掲載いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに3件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、＜事案1＞運行中に眠気を感じていたにもかかわらず運転を継続したことにより生じた貸切バスの衝突事故、＜事案2＞運行中に意識を喪失したことにより生じたタクシーの衝突事故、＜事案3＞運行中にスマートフォンを注視し、操作しながら運転したことにより生じたトラックの多重衝突事故の3件です。

これらの事案は、運転者の健康管理、始業点呼時における安全運行に係る運行指示や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

〔重要調査対象事故〕

- ・事案1 大型貸切バスの衝突事故（千葉市美浜区） : 別添1、別紙1

〔重要調査対象事故〕

- ・事案2 タクシーの衝突事故（北九州市戸畑区） : 別添2、別紙2

〔重要調査対象事故〕

- ・事案3 大型トラックの衝突事故（千葉市美浜区） : 別添3、別紙3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

【事故概要】

- ・日時：令和2年6月8日 午後1時50分頃
- ・概要：貸切バスが、乗客9名を乗せて運行中、交差点前方の中央分離帯の縁石に乗り上げ、縁石内に設置されていた信号機の支柱に衝突し停止。
この事故により、乗客3名が重傷、6名が軽傷。



【原因】

○運行中の眠気・意識低下

- ・運行中、眠気を感じていたにもかかわらず、そのまま運転を継続。

○一方的な指導教育

- ・指導教育は実施しているものの、眠気等の体調異変を生じた場合の対処方法、連絡体制等についての意思疎通・理解が不十分。

眠いけどまだ行ける。
車両を止めると、乗客や会社等に迷惑がかかる。



【再発防止策】

- 居眠り運転や体調異変による事故の具体的な事例を用いつつ、指導内容の理解も確認するなど、実効性のある指導教育の実施。
- 乗務前の点呼時に、運転者に対し健康状態について報告させ、疑念がある場合には乗務を中止させるなど、適切な運行管理体制の構築。
- 運転者が乗務中に眠気等の体調異変を生じた場合に運行管理者に申告しやすい職場環境等の整備。

○体調異変を生じた場合の対処方法

- ・直ちに運転を中止。
- ・車両を安全な場所に停車。



遠慮せず、いつでも連絡してください。

タクシーの衝突事故（北九州市戸畑区）

（別紙2）

【事故概要】

- ・日時：令和2年12月17日 午後8時50分頃
- ・概要：タクシーが乗客3名を乗せて下り勾配の道路を走行中、一時停止標識がある交差点を一時停止することなく直進、同交差点先の左カーブにおいて、道路右側にある民家の塀の角部分に衝突、さらにその先の電柱に衝突して停止。
この事故により、乗客1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷。
また、タクシーの運転者が死亡（事故が原因かは不明）。



事故車両

【原因】

- 運行中の意識喪失**
- 不適切な健康管理**
 - ・運転者に定期健康診断を受診させていないなど、事業者の健康状態等の把握が不適切。
- 不適切な運行管理**
 - ・運行管理者又は運行管理補助者でない者による点呼の実施が常態化し、健康状態の把握等、安全運行に必要な確認・指示が欠如。

【再発防止策】

- 運転者に定期健康診断を必ず受診させるだけでなく、継続的に健康状態等を把握し、乗務困難と判断した場合には、運転者に対し乗務の中止を命じるなど健康管理の徹底。
- 運行中に体調異変を感じた場合、直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告・指示を受けるよう指導を徹底。
- 選任された運行管理者又は運行管理補助者が確実に点呼を実施し、運転者の健康状態等を的確に把握できるよう適切な運行管理体制の構築。



【事故概要】

- ・日時：令和元年12月11日 午前2時11分頃
- ・概要：大型粉粒体運搬車が、国道14号の片側3車線の第2車線を走行中、前方不注意により自車線上にあった工事現場に突入し、工事現場の作業員や工事関係車両（4台）に衝突。
この事故により、工事現場の作業員のうち2名が死亡、2名が重傷、3名が軽傷。

【原因】

○前方不注意

- ・通り慣れた道路で交通量も少なかったことなどから、スマートフォンを注視・操作しながら運転。

○一方的な指導教育

- ・指導教育は実施しているものの、運転者に対し内容の理解を確認することなく、欠席者に対するフォローもなし。

○不十分な運行管理

- ・運行経路における道路・交通状況に関する情報収集が不十分であり、点呼時の安全運行のために必要な指示等も不十分。

【再発防止策】

- 「ながら運転の禁止」に係る指導の徹底。
- 指導教育の欠席者に対するフォローだけでなく、運転者が指導内容を理解しているか確認するとともに、指導結果を次の指導に活かすなど、実効性のある指導教育の実施。（例：ドライブレコーダーの映像記録による理解度の確認）
- 道路情報等の収集及び当該情報を踏まえ、始業点呼時に安全な運行経路を指示するなど、安全運行に係る運行指示等の徹底。
- 安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ等）の導入の検討。

